

平成 31 年 4 月 1 日

手 数 料 表

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|--------------------------------------|--|
| 求人を受け付ける時の事務費用 | 0 円 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 25% 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 25% 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |
| 特定の条件により特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 | 着手金 <u>500,000円</u> 活動 1 日当たり <u>15,000円</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 25% 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 0% 手数料負担者は _____ とします。 |

上記手数料には消費税が含まれています。

許可番号 28-ユ-300110

事業所の名称 株式会社マツヤマ

所在地 兵庫県尼崎市塚口町 1-31-13

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月未満の本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月未満の場合は手数料の 50%を返還するものとする
- (2) 入社日以後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合は手数料の 30%を返還するものとする
- (3) 入社日以後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合は手数料の 20%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

手 数 料 表

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|--------------------------------------|--|
| 求人を受け付ける時の事務費用 | 0円 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 25% 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 25% 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |
| 特定の条件により特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 | 着手金 <u>500,000円</u> 活動1日当たり <u>15,000円</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 25% 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。 |

上記手数料には消費税が含まれています。

許可番号 28-ユ-300110

事業所の名称 株式会社マツヤマ 広島オフィス

所在地 広島県安佐南区古市 3-5-5 広島豊材安古市ビル 104号室

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月未満の本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月未満の場合は手数料の 50%を返還するものとする
- (2) 入社日以後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合は手数料の 30%を返還するものとする
- (3) 入社日以後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合は手数料の 20%を返還するものとする

ただし。紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。